

令和3年第2回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和3年6月25日（金）午前9時30分開議

第1 諸般の報告
議案の提出について

第2 一般質問
（個人質問）
大 島 令 子 議員
わたなべさつ子 議員
加 藤 和 男 議員
川 合 保 生 議員
さとうゆみ 議員

第3 議案第42号令和3年度長久手市一般会計補正予算（第6号）
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託）

令和3年第2回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和3年6月29日(火)午前9時30分開議

第1 議案第39号及び議案第42号

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

令和3年第2回長久手市議会定例会議事日程（第7号）

令和3年7月5日(月)午前10時開議

- 第1 議案第40号及び議案第41号
(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)
- 第2 議員派遣の件
- 第3 常任委員会等の閉会中の継続調査の申出について

予算決算委員会

R3.6.25

議案番号	件名
------	----


議案第42号	令和3年度長久手市一般会計補正予算（第6号）
--------	------------------------

長久手市議会では、長久手市議会会議規則の改正について、市民の皆様のご意見を募集します。アンケート（5問）に、ご協力ください。

改正の理由とご意見募集の趣旨

長久手市議会会議規則の本会議と委員会の欠席の届出において、従来の公務、疾病に加え、出産（産前・産後の期間にも配慮）、育児、介護、配偶者の出産補助等についても、欠席事由として明文化する改正です。改正内容はアンケートの後ろに資料を添付してあります。

この改正により、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促し、議員活動しやすい環境づくりをすすめます。市民の皆様にご理解いただくとともに、長久手市の実情に即した規則の改正が行えるようにご意見をお待ちしています。

案件名	長久手市議会会議規則の改正について
ご意見募集期間	令和3年7月7日（水）から7月27日（火）まで
提出先 長久手市議会事務局	〒480-1196 長久手市岩作城の内 60 番地 1 ・ QR コードからアンケートを直接入力  ・ FAX : 0561-63-5657 ・ メール : gikai@nagakute.aichi.jp ※氏名、連絡先の記載は必要ありません。

ご意見の取り扱い

お寄せいただいたご意見は整理した上で、個人が特定できる部分を除き、公表いたします。ただし、個別の回答は原則行いません。 ⇒アンケートフォームは裏面に

アンケート

QRコードを読み取りアンケートフォームから以下のアンケートに送信できます。氏名、連絡先の記載は必要ありません。FAX（0561-63-5657）、メールからは以下のフォームをご利用ください。質問内容は同じものです。

アンケートの質問には、当てはまる項目に✓をいれてお答えください。



Q1 あなたの年代を教えてください。

10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代～

Q2 あなたの性別を教えてください。

女性 男性

Q3 25歳以上の市民は誰でも議員に立候補できることを知っていますか。（※参照）

知っている 知らなかった

Q4 議員は兼業が可能なことを知っていますか。（※参照）

知っている 知らなかった

Q5 市議会に対して、また今回の会議規則改正についてご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

（ご意見）

アンケートへのご協力誠にありがとうございました。

長久手市議会では広報広聴協議会が設置されました。今後も皆様のご意見をお聞きする機会を設けます。よろしくお願いいたします。

資料 会議規則「欠席の届出」改正についての新旧対照表

新（標準市議会会議規則）	旧（長久手市議会会議規則）
<p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>（欠席又は遅刻の届出）</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病その他の事故のため出席できないとき又は遅刻するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>（欠席の届出）</p> <p>第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>（欠席又は遅刻の届出）</p> <p>第63条の2 委員は、公務、疾病その他の事故のため出席できないとき又は遅刻するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>

※選挙権と被選挙権：日本国民で満18歳以上であり、引き続き3カ月以上その市区町村に住所のある者は選挙権があります。満25歳以上であり、その市区町村議会議員の選挙権を持っている者は被選挙権（立候補できる権利）があります。

※議員は、当該市の公務員をしている場合また、当該市へ請負をするなどの場合のみ兼業ができません。

議会だより8月号（広報部会より200文字程度の依頼）

〈議会運営委員会の取り組み〉

女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促し、議員活動しやすい環境づくりをすすめています。本会議などの欠席事由に、従来の公務、疾病に加え、出産、育児、介護、配偶者の出産補助等について明文化するものです。市民の皆様に7月27日までにご意見いただいたものを勘案し、9月定例会で市議会会議規則を改正できるよう準備をすすめています。（176文字）